

民法改正に伴う関連法制の整備について（転用問題の解消）

2025 年 6 月 10 日

弁護士 青 木 佳 史

民法第 859 条において「本人を代表する」と規定された成年後見人の位置付け等から、現在、民法以外の様々な制度や施策において、成年後見人が重要な役割を担う位置づけがされているものがある。また、保佐人についても、本来はその権限は法所定の同意権と本人の同意に基づく代理権付与に限定されているにもかかわらず、成年後見人と同様の位置付けがなされ、権限や役割が規定されるようになっている。

本来は各制度や施策について、その趣旨に基づく適切な権限者が定められるべきところ、民法の趣旨に基づき選任された成年後見人や保佐人（以下、後見人等、という。）が、他の法領域における特別法等の規定を通じて、利用者の資格・権限の剥奪・制限や支援者の権限拡張等のための画一的・形式的な基準として、機械的に援用されている状況である（「成年後見制度の転用問題」上山泰「成年後見制度の転用問題(1)(2)」月刊司法書士 510 号 48 頁・511 号 46 頁）。このうち、選挙権・被選挙権と欠格条項については、権利条約の批准に伴い整理され、概ね廃止された。

今回の改正で、民法第 859 条の包括的代理権の規定が廃止され、本人を代表する成年後見人という位置付けがなくなることが見込まれるところ、こうした転用問題についても、それぞれ法制度や施策ごとに、その趣旨に立ち返った見直しを行うことが不可欠である。これは法務省の所管事項に限られるものは少なく、むしろ厚労省をはじめとした各省庁にまたがる課題であるため、今から検討を開始し改正法の施行までに整備をはかることが求められる。

これまで後見人の転用問題として問題となっているものとして、残された課題の中でも、特に、次の各法制度における後見人等の位置付けの見直しは必須である。

（1）精神保健福祉法の医療保護入院等の同意権者

精神科病院の医療保護入院制度について、精神保健福祉法の改正により「保護者制度」は廃止されたものの、現在もなお、本人の意に反する医療保護入院とそのための移送の同意権者として、成年後見人及び保佐人が掲げられている（精神保健福祉法第 33 条第 1 項、同法 34 条第 1 項、同法第 5 条第 2 項）。

しかしながら、民法上の同意権や代理権を付与される必要性に基づき選任された者が、本人の意に反する強制入院について同意をする権限が付与されることに何ら合理的な根拠はない。一つには、民事上の行為の同意や代理の権限と

精神障害者医療上の入院の必要性の専門的判断の性質は全く別なものであり、後者に着目した選任がなされるわけではないこと、もう一つには、選任される親族以外の第三者の属性として、後者に関する専門知識や教育は受けていないこと、等があげられる。

そもそも医療保護入院制度は障害者権利条約に照らし廃止すべき制度であることが総括所見において勧告されていることも踏まえれば、その制度に基づく入院を可能とする同意の判断を後見人等に担わせることは、過剰かつ不相当な権限と負担を課すものである。

したがって、当面は医療保護入院制度が存続するとしても、今回の改正後の民法において同意権や代理権を付与される者については、医療保護入院の同意をすることができる「家族等」（第5条第2項）から除外すべきである。

(2) 心神喪失者等医療観察法の保護者

心神喪失者等医療観察法においては、(1)の精神保健福祉法上の保護者制度の廃止に伴って、固有の「保護者」制度が定められた（第23条の2）、この保護者は、各手続において重要な役割を与えられている（第25条第2項、第30条第1項、第31条第6項、第43条第3項・第4項、第50条、第55条、第64条、第65条、第72条、第73条、第78条、第91条、第95条等）。そして、この保護者の第一順位に、後見人又は保佐人が指定されている（第23条の2第2項第1号）。

しかしながら、民法上の同意権や代理権を付与される必要性に基づき選任された者が、医療観察法の審判に基づき強制入院を伴う手続において重要な役割を担う保護者に指定されることに合理的な根拠はないことは、(1)の趣旨と同様であり、また、78条の費用負担を含め、過剰で相当でない負担を課すものである。

医療観察法の審判の対象となる者の権利保障や支援のため、保護者は、付添人とともに、同法における役割を担うものではあるが、そうであるからこそ、同法の手続において、相応しい判断や対応を行うことができる者を、同法の審判手続を主宰するものの責任において指定すべきである。

したがって、今回の改正後の民法において同意権や代理権を付与される者については、医療観察法の「保護者」から除外し、別途、医療観察法の手続における「保護者」に相応しい者を選任する仕組みと手続を整備すべきである。

(3) 予防接種法の義務者

予防接種法は、第9条第2項において、「保護者」（第2条第7項）とされる成年後見人に対し、本人に「定期の予防接種であってA類疾病に係るもの又は

臨時の予防接種を受けさせるため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」として、予防接種を本人に受けさせるために必要な措置を講ずる努力義務を課している。また、予防接種実施規則 5 条の 2 第 1 項において、同法上の保護者である成年後見人に対し、「予防接種の有効性及び安全性並びに副反応について当該者の理解を得るよう、適切な説明を行い、文書により同意を得なければならない。」と定められている。

この規定に基づき、これまで、インフルエンザや新型コロナのワクチン接種について、ワクチン接種の申込みに当たって、保護者である成年後見人が文書による同意の署名を求められ、各地でその署名の是非が大きな問題となった。

ワクチン接種は、様々な副反応によるリスクも想定され、身体への直接の侵襲を伴う医療行為の一種である。成年後見人には医療行為への同意権は認められないところ、ワクチン接種については接種への努力義務が課せられ、接種への同意の署名を求める扱いは、民法上の同意権や代理権付与の必要性とは無関係であり、合理的な根拠を見いだしがたく、また、副反応によるリスクと感染防止との関係での難しい判断を強いるものであり過剰な負担を強いるものでもある。

この点、政府は、文書の同意は、接種自体への同意ではなく、意思を尊重するための手続的なものと説明するが、実際には、接種についての努力義務と相まって、接種の是非を本人に代わって成年後見人に判断を迫るものとなっている。

予防接種も、あくまでも医療行為と同様に、国が策定した「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等に沿った対応をすべきことである。

したがって、今回の改正後の民法において同意権や代理権を付与される者については、同法第 2 条第 7 項の「保護者」から除外すべきである。

(4) その他

これ以外にも、刑事事件手続における後見人等の様々な権限や除斥等の規定、個人情報保護法における本人同意や開示請求等における代理人としての位置付け、マイナナンバーカードの申請手続等との関係での位置付け、公的な各種給付請求との関係での位置付けなど、見直しを検討すべき法制度や施策は多数考えられるところであり、各制度趣旨にそった位置づけと役割の見直しの検討を早々に開始していただきたい。なお、これらの整理・検討に関する視点として、「公法上の行為に関する成年後見人の権限についての覚書」（上山泰新潟大学教授・週間社会保障 3230 号 48 頁）が極めて有益である。

以 上